

○海部地区水防事務組合と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約

昭和 50 年 12 月 27 日

告示第 20 号

(委託事務の範囲)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、海部地区水防事務組合(以下「甲」という。)は、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 69 条及び第 70 条の規定による「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 48 年海部津島水防事務組合条例第 14 号)」において定める次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を愛知県(以下「乙」という。)に委託する。

- (1) 「公務災害補償等認定委員会」の事務
- (2) 「公務災害補償等審査会」の事務

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第 2 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が支弁する。

2 前項の経費は、甲の負担とする。

(その他必要な事項)

第 3 条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和 51 年 1 月 1 日から施行する。